

# 食品安全委員会第 210 回会合議事録

1 . 日時 平成 19 年 10 月 11 日 ( 木 ) 14:00 ~ 14:42

2 . 場所 委員会大会議室

3 . 議事

( 1 ) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・ 遺伝子組換え食品等 2 品目

チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON89034 系統と除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON88017 系統とを掛け合わせた品種

チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON89034 系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシ NK603 系統とを掛け合わせた品種

( 厚生労働省からの説明 )

( 2 ) 添加物専門調査会における審議状況について

・ 「加工デンプン」に関する意見・情報の募集について

( 3 ) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について

・ 農薬「オキサジアルギル」に係る食品健康影響評価について

・ 農薬「ピフェナゼート」に係る食品健康影響評価について

・ 農薬「ピリダリル」に係る食品健康影響評価について

・ 農薬「メトコナゾール」に係る食品健康影響評価について

( 4 ) 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等 ( 平成 19 年 9 月分 ) について

( 5 ) その他

4 . 出席者

( 委員 )

見上委員長、小泉委員、長尾委員、野村委員、畑江委員、廣瀬委員、本間委員

( 説明者 )

厚生労働省 國枝基準審査課長

(事務局)

齊藤事務局長、日野事務局次長、大久保総務課長、北條評価課長、西村勧告広報課長、  
酒井情報・緊急時対応課長、猿田評価調整官

## 5. 配布資料

資料 1 - 1 食品健康影響評価について

資料 1 - 2 チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON89034 系統 除草剤グリホサート耐  
性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON88017 系統 除草剤グリ  
ホサート耐性トウモロコシ NK603 系統の概要

資料 2 添加物専門調査会における審議状況について<加工デンプン>

資料 3 - 1 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について  
<オキサジアルギル>

資料 3 - 2 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について  
<ピフェナゼート>

資料 3 - 3 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<ピリダリル>

資料 3 - 4 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について  
<メトコナゾール>

資料 4 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等(平成 19 年 9 月分について)

## 6. 議事内容

見上委員長 ただ今から食品安全委員会第 210 回会合を開催いたします。

本日は、7 名の委員が出席です。

また、厚生労働省から國枝基準審査課長に御出席いただいております。

それでは、お手元にございます食品安全委員会第 210 回会合議事次第に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず議事に先立ちまして、お手元の資料の確認をお願いいたします。本日の資料は、8 点でございます。資料が多数ありますので、一部は資料番号のみ読み上げとさせていただきます。

資料 1 - 1 が「食品健康影響評価について」。

その関連資料として、資料 1 - 2。

資料 2 が「添加物専門調査会における審議状況について（加工デンプン）」。

資料 3 - 1 から 3 - 4 まだが「農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料 4 が「『食の安全ダイヤル』に寄せられた質問等（平成 19 年 9 月分）について」で  
ございます。

不足の資料等ございませんでしょうか。

それでは、議事に入らせていただきます。

最初に「（1）食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理  
機関からの説明について」でございます。資料 1 - 1 にありますとおり、厚生労働大臣か  
ら 10 月 1 日付けで遺伝子組換え食品等 2 品目について、食品健康影響評価の要請がありま  
した。厚生労働省の國枝基準審査課長より説明がありますので、よろしく願いたいしま  
す。

國枝基準審査課長 厚生労働省基準審査課の國枝でございます。

このたび、食品安全委員会に食品健康影響評価をお願いする組換え DNA 技術応用食品に  
ついての概要を御説明いたしたいと思えます。

資料 1 - 2 を御覧いただきたいと思えます。これはトウモロコシの MON89034 と  
MON88017 を組み合わせたものと、トウモロコシ MON89034 と NK603 を組み合わせた 2 品種  
でございます。

お手元の資料 1 - 2 には、親品種の概要をお示ししております。

左からでございますけれども、MON89034 系統は *cry1A.105* 遺伝子及び改変 *cry2Ab2* 遺伝  
子を導入することによって、チョウ目の害虫抵抗性を有するものでございます。

真ん中のカラムになりますけれども、MON88017 系統は、改変 *cp4 epsps* 遺伝子及び改変  
*cry3Bb1* 遺伝子を導入することによって、除草剤のグリホサート耐性、コウチュウ目の害  
虫抵抗性を有するものでございます。

右になります、NK603 系統は、改変 *cp4 epsps* 遺伝子を導入することによって、除草  
剤のグリホサート耐性を有するものとなっております。

いずれも、デント種のトウモロコシを宿主としておりまして、これらを掛け合わせるこ  
とで、個々の特性を要する 2 種のトウモロコシが得られるものでございます。

なお、親品種のいずれにしても、既に安全性の審査を終了しておりまして、MON89034 系  
統につきまして、現在、安全性審査を経た旨の公表手続を行っているところでございます。

以上でございます。

見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御質問、御意見がございましたら、よろしくお願いいいたします。よろしいですか。

それでは、遺伝子組換え食品等 2 品目につきましては、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することといたします。

それでは、次の議題に移らせていただきます。「(2) 添加物専門調査会における審議状況について」でございます。加工デンプンにつきましては、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書案が提出されています。事務局から説明願います。

北條評価課長 それでは、資料 2 に基づいて御説明いたします。

評価書案の 2 ページを御覧いただきたいと思っております。そこに「審議の経緯」がございますが、加工デンプンにつきましては、2004 年 11 月 26 日に厚生労働大臣から添加物の指定に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。食品安全委員会では添加物専門調査会におきまして、4 回御審議をいただきまして、本日、評価書案が提出されたものでございます。

4 ページの「 . はじめに」を御覧いただきたいと思っております。加工デンプンはデンプンを工業的に利用するというので、物理的、酵素的又は化学的に加工を加えたものを言っております。

このうち、通常の調理の方法、加熱処理等でございますけれども、そういったもので物理的に行ったもの、それから、酵素による加工を行ったものにつきましては、我が国におきましては、食品として取り扱われているところでございます。

一方、化学的な加工を行ったものにつきましては、食品の用途としては、糊料、乳化剤、増粘安定剤、その他食品の製造加工用剤として使用されておきまして、米国あるいは EU においては、食品添加物として取り扱われております。

しかしながら、我が国におきましては、このものにつきましては、基本的に食品として取り扱われてきている経緯がございます。今回、いわゆる国際汎用添加物として、これら加工デンプンにつきましては、国際的な整合性を図るために、加工デンプンの使用基準、成分規格について検討した上で、新たに添加物として指定をする目的で食品健康影響評価について要請があったものでございます。

今回の加工デンプンでございますけれども、5 ページの「 . 名称等」に記載がございます。

「1. アセチル化アジピン酸架橋デンプン」から、7 ページの「11. リン酸架橋デンプン」の 11 種類の加工デンプンについて、評価を行ったものでございます。

評価でございますけれども、安全性に係る評価につきましては、8ページ以降に記載されております。

「1. 体内動態」でございますけれども、11種類の加工デンプンにつきまして、それぞれ体内動態に関する文献的な評価が行われておりまして、10ページまで記載がございます。基本的には加工デンプンでございますので、消化管酵素による分解を受けて、代謝されるものでございます。

「2. 毒性」については、10ページ以下に各加工デンプンの毒性試験の成績がまとめられております。10ページから22ページまで、それぞれの加工デンプンについての毒性試験の成績の概要がまとめられているところでございます。

この結果につきましては、28ページから42ページまで、それぞれの加工デンプンにつきまして、安全性試験の結果が表の形でまとめられているところでございます。

これらの試験結果については、加工デンプンの安全性試験成績、表1から11までに記載されておりますが、これを評価した結果、発がん性、生殖発生毒性及び遺伝毒性を有さないと考えられております。また、反復投与毒性試験におきましては、高用量の投与群で、主に盲腸や腎臓に変化が認められておりますが、これらの変化は通常の未加工のデンプンでも発生するラットに特異的な所見であり、ヒトに対する安全性評価にほとんど関係しないと考えられるという結論になっております。

24ページまで、そういう毒性の評価が行われておりますけれども、海外における評価がまとめられております。

24ページの2に書いてございますように、米国(FDA)におきましては、FDAの連邦規則集21の中で、これらのものにつきましては、食品添加物として指定されているところでございます。

3には、欧州食品科学委員会(SCF)における評価がまとめられております。

25ページの上段に記載ございますように、SCFでは最終的にこれら11品目の加工デンプンをグループBとしております。これは括弧の中に説明がございますように、乳幼児向け食品については5%以下の濃度で使用すべきであるとし、それ以外の食品には特に制限なく使用できる。ただし、プロピレンオキシドで処理したデンプン、ヒドロキシプロピルデンプンとヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンプンでございますが、これらについては、乳幼児向け食品には用いるべきではないという取扱いになっているところでございます。なお、5%の根拠となる資料につきましては、確認されていないということでございますが、SCFでは、腎障害についてはカルシウムの吸収促進と関係しており、感受性の高いラ

ットに特異的な所見であり、加工デンプンのヒトに対する安全評価にほとんど関係しない。個々の加工デンプンに ADI は不要であるという評価をしております。

また、プロピレンオキシドで処理したデンプンを乳幼児向けの食品に用いるべきではないとする理由につきましては、エーテル化剤として用いられているプロピレンオキシド等の安全性情報が不足していることを挙げているところでございます。

26 ページの「 . 食品健康影響評価」に今回添加物専門調査会で議論した内容が記載されております。添加物専門調査会におきましては、大きく 2 点について議論がなされております。

1 つは、EU におきまして、ラットの長期毒性試験で見られた腎臓の変化を根拠にいたしまして、乳幼児向けの食品に対し、5 % の使用制限を設けてございまして、この辺のところについて議論がなされております。

結果といたしましては、我が国では EU と同様の規制を設ける必要性は低いと考えられるということございまして、その理由としては、まず第 1 に、規制の根拠とされております腎臓の変化が未加工のデンプンでも発生するラットに特異的な所見であるということで、ヒトの安全性評価においては、重要なものではないと考えられること。

2 つ目といたしましては、我が国の乳幼児の平均の加工デンプンの推定摂取量は、4.90 から 6.31g/ヒト/日ということで、安全側に立って炭水化物の平均摂取量に対する割合を算出したところ、5 % を超えないであろうと推察される。

こういうことから、EU と同様の規制を設ける必要性は低いのではないかという結論になっております。

それから、2 つ目の論点でございますけれども、EU におきましては、ヒドロキシプロピルデンプンとヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンプンの 2 種類の加工デンプンにつきましては、プロピレンオキシド等の安全性情報が不足していることから、乳幼児向け食品には用いるべきではないとされている点についての議論でございます。

確かにプロピレンオキシドの遺伝毒性、発がん性につきましては、25 ページの 4 にこのものの評価が書かれておりますけれども、プロピレンオキシドにつきましては、グループ 2B (ヒトに対して発がん性を示す可能性がある) と評価されてございまして、こういう結果があることから、米国におけます発がんリスクの定量評価結果を基に、我が国の推定摂取量に基づく生涯リスクを算出しております。

その結果、いわゆる一般的に遺伝毒性発がん物質の無視し得るレベルとされる 100 万分の 1 レベルを下回った。具体的に申し上げますと、420 万分の 1 でございましたけれども、

こういう結果が得られたということ。それから、生体組織に吸収されたプロピレンオキシドにつきましては、グルタチオン抱合や加水分解によって代謝、解毒されておりまして、リスクは極めて低いであろうと考えられるという結果でございます。

ということから、このものに対しても、EUと同じような規制を特に設ける必要性はないのではないかという結論に至っております。

また、11種類の加工デンプンにつきましては、我が国におきましても、食品として長い食経験がございますし、これまでに安全性に関して特段の問題は指摘されていないことから、最終的に今回の評価の対象となりました11種類の加工デンプンが添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、ADIを特定する必要はないという評価がされております。

ただし、2点ほど付帯的な事項が付けられておりまして、1つはリスク管理機関に要請する内容でございますけれども、今後、乳幼児向け食品における加工デンプンの使用についてモニタリングを実施することを検討するべきであるということ。

2点目は、プロピレンオキシドが残留する可能性のある2種類の加工デンプンにつきましては、技術的に可能なレベルでプロピレンオキシドの低減化を図るよう留意すべきであるということ。

この2点が、付帯的な意見として付けられているところでございます。

以上のような専門調査会の審議の結果、今回の評価書案がまとめられたところでございます。これによろしければ、本日の委員会終了後、11月9日までの30日間、国民からの意見・情報の募集に当てたいと考えております。

以上でございます。

見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしく願いいたします。

本間委員 最後の御紹介にありましたように、これは大変長い議論を経てたどり着いた結論だったように思います。

今後の対応としてモニタリングの実施を折り込んだのは、適切な処置であったとは思いますが、実際にはモニタリングというと、例えばどんなことを期待できるようになりましょうか。

北條評価課長 具体的にどういう検討を進めていけばよいのかということについては、今後、厚生労働省とも少し御相談することになると思います。

ただ、これは乳幼児向けの食品でございますので、そういうものを製造している企業に、いわゆる出荷量みたいなものをモニターして、一方で、乳幼児における食品摂取の状況についても継続的に調査することで、そういった調査を経て、量的なものを把握するとともに、これは疫学的な調査になるのかもしれませんが、乳幼児に大きな影響が出ているかどうかを調査していくことになると思います。具体的なところは、これから検討することになると思います。

本間委員 モニタリングを要望するのは、数多くないケースだったように思いますけれども、こういうものは厚生労働省でとどまっているのか。あるいは何年かたまったものが、こういうところに報告されてくるような性質を帯びるものなんではございませんか。

北條評価課長 基本的にはこのものを付帯意見としたということで、義務的に提出しろということではないわけではございますけれども、我々としては、こういう意見が付けられたということで、厚生労働省できちんと対応していただきたいと考えているところでございます。

見上委員長 よろしいですか。

本間委員 結構です。

見上委員長 どうもありがとうございました。

外にございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、本件につきましては、意見・情報の募集手続に入ることといたします。

次の議事に移らせていただきます。「(3)食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について」でございます。

農薬オキサジアルギルに係る食品健康影響評価につきましては、専門調査会における審議、意見・情報募集の手続が終了しております。

また、ピフェナゼート、ピリダリル、メトコナゾールに係る食品健康影響評価につきましては、専門調査会における審議が終了しております。

それでは、オキサジアルギルにつきまして、事務局から説明願います。

北條評価課長 それでは、資料3-1に基づいて御説明いたします。

評価書の3ページに「審議の経緯」が記載されております。本件につきましては、2002年1月22日に初回農薬登録をされまして、その後、2003年11月6日に農林水産省より厚生労働省へ適用拡大申請に係る基準設定の依頼がございまして、これに伴い、11月17日、厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。また、本年6月22日には、魚介類についての基準設定依頼が農林水産省より厚生

労働省へされております。

食品安全委員会では、農薬専門調査会におきまして、5回審議が行われておりまして、評価書案につきましては、本年9月6日から10月5日まで、国民からの御意見・情報の募集を行ったものでございます。

結果は、最後のページの「参考」に記載しているように、この期間中に御意見あるいは情報はございませんでした。したがって、このものにつきましては、オキサジアルギルの一日摂取許容量を0.008mg/kg体重/日と設定するという結果を関係機関に通知したいと考えております。

以上でございます。

見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしく願います。よろしいですか。

それでは、本件につきましては、農薬専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、オキサジアルギルの一日摂取許容量を0.008mg/kg体重/日と設定することでよろしいでしょうか。

続きまして、ピフェナゼートにつきまして、願います。

北條評価課長 それでは、資料3-2に基づいて御説明いたします。

ピフェナゼートは、殺虫剤（殺ダニ剤）でございます。

評価書の3ページの「審議の経緯」に記載がございましたように、このものにつきましては、既に食品安全委員会で2回御審議いただきまして、それぞれ関係機関に結果が通知されているものでございます。

今回は3ページの下にございますように「第3版関係」でございまして、2007年7月30日に農林水産省より厚生労働省へ適用拡大申請に係る基準設定依頼がございました。これは具体的に申し上げますと、かんしょに適用拡大をすることで基準設定依頼がございました。これを受けまして、8月6日に厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。

かんしょの適用拡大でございまして、評価書につきましては、かんしょの追加部分の変更がなされております。

具体的に申し上げますと、20ページでございます。ここに「表8 食品中より摂取されるピフェナゼート及びそのアゾ体の含量の推定摂取量」がございまして、21ページの注の下から2つ目でございますけれども「さといも、かんしょ、やまいも、スイカ及びメロンは

全データが定量限界未満であったため摂取量の計算はしていない」ということで、かんしょが含まれているところがございます。

かんしょにつきましては、38ページの「別紙3：作物残留試験成績」といたしまして、作物名の上から2つ目のところに「かんしょ（塊根）2005年」がございます。このデータが追加されています。

このように、今回の食品健康影響評価につきましては、新たな安全性に係る知見が加わったということでもございませぬし、ADIの変更もございませぬ。したがいまして、このものにつきましては、専門調査会の結論をそのまま関係機関に通知したいと思っております。通常のパブコメの手続は省略した上で、結果を関係機関に通知したいと考えているものでございます。

以上でございます。

見上委員長 どうもありがとうございました。

ただ今の説明の内容、記載事項につきまして、御質問、御意見がございましたら、よろしく願いいたします。

本間委員 これは数少ない例のように思うんですけれども、要するに、残留が少ないということと、既にその審査が直前にやられているから、委員会でやらなくていいということですか。

北條評価課長 これまでも何回かございましたように、適用拡大の場合で安全性に新たな知見がないケースについては、意見・情報の募集という手続は行わないということで整理させていただいております。

本間委員 分かりました。

見上委員長 外にございますか。よろしいですか。

それでは、本件につきましては、国民からの意見・情報の募集は不要とし、農薬専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、ピフェナゼートの一日摂取許容量を0.01mg/kg体重/日と設定するというでよろしいでしょうか。

続きまして、ピリダリルについて説明願います。

北條評価課長 それでは、資料3-3に基づいて御説明いたします。

このものにつきましても、先ほどと同様に適用拡大の申請に伴う食品健康影響評価でございます。

評価書の3ページの「審議の経緯」を御覧いただきたいと思っておりますが、これも既に2回食品安全委員会で御評価いただいております。今回は「第3版関係」ということで、

3 回目の評価依頼になります。

2007 年 6 月 13 日、農林水産省より厚生労働省へ適用拡大申請に係る基準設定依頼という事で、具体的にはばれいしょ、リーフレタス、アスパラガスなどになっておりまして、これを受けまして、7 月 10 日、厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。

なお、第 3 版関係の 1 行目に「2005 年 11 月 29 日 残留基準告示(参照 64)」と記載されておりますけれども、このものにつきましては、いわゆるポジティブリスト制度の導入に伴いまして残留基準が設定されるということでございまして、これによりまして、7 月 10 日には法第 24 条の 2 項に基づく諮問も同時にされているものでございます。

先ほどと同じように、評価書のどの部分に変更になっているか御紹介させていただきますが、12 ページの「6 . 作物残留試験」でございます。下から 4 行目に「結果は」と書いてございますが、最高値は、最終散布 7 日後に収穫したしその 21.2mg/kg と追加されております。

13 ページの 4 行目に、今回申請されたリーフレタスからきくまで作物名が記載されておりますが、それらを含むすべての適用作物に使用されとあります。この部分は作物のところが追加されております。

併せまして、表 2 の数字が変更になっているところでございます。

23 ページ「 . 総合評価」の中段の「最高値は、最終散布 7 日後に収穫したしその(茎葉)の 21.2mg/kg であった」というところが、追加になっております。

さらに 29 ページ、30 ページ、31 ページ、32 ページの別紙 3 でございますけれども、今回追加されました作物の残留試験成績の結果がそれぞれ追加されているところでございます。

以上が評価書の変更点でございまして、このものにつきましても、先ほどと同様に、新たな安全性の知見も出ておりませんので、国民からの意見・情報の募集の手続を省略して、この結果を関係機関に通知したいと考えております。

以上でございます。

見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしく願いいたします。よろしいですか。先ほどと同じような例でございます。

それでは、本件につきましても、国民からの意見・情報の募集は不要とし、農薬専門調

査会におけるものと同じ結論となりますが、ピリダリルの一日摂取許容量を 0.028mg/kg 体重/日と設定するというところでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

見上委員長 それでは、続きまして、メトコナゾールにつきまして説明願います。

北條評価課長 それでは、資料 3 - 4 に基づいて御説明いたします。

メトコナゾールは、殺菌剤でございます。

先ほどと同様に評価書の 3 ページに「審議の経緯」が示されておりますけれども、このものにつきましては、既に食品安全委員会において 1 回御審議をいただいております、2006 年 4 月 27 日に厚生労働大臣あてに結果が通知されているところでございます。

今回は「第 2 版関係」でございまして、本年 7 月 30 日、農林水産省より厚生労働省へ適用拡大申請に係る基準の設定依頼ということで、今回は大麦、麦類（小麦を除く）ものへの適用拡大の申請がされております。

これに伴いまして、8 月 6 日に厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。

このものにつきましても、農薬専門調査会で 1 回御審議をいただきましたけれども、変更の箇所につきましては、14 ページの「6 . 作物残留試験」のところでございます。何箇所かございますけれども、第 2 段落目の記載になります。「結果は別紙 4 に示されている」という段落でございまして「メトコナゾールの最高値は、135 g ai/ha で 3 回散布し、最終散布 14 日後に収穫した大麦（脱穀種子）の 1.34mg/kg であった」というところ。

次の段落の 4 行目でございますけれども「今回申請された大麦、麦類（小麦を除く）を含む」というものが追加されております。

また、表 5 の「作物名」の「大麦」、「その他の麦類」の数字が新たに追加されております。

その外は、32 ページの「 . 総合評価」の第 4 段落になります。メトコナゾールの最高値は、135 g ai/ha のところから、代謝物 M11、M21 及び M30 はすべて定量限界未満であったということが追加されているところでございます。

それから、40 ページの「別紙 4 : 作物残留試験成績」といたしまして「小麦（玄麦）2005 年」、「大麦（脱穀種子）2003 年」、「大麦（脱穀種子）2005 年」の 3 つにつきまして、数字が新たに追加されているところでございます。

このものにつきましても、これまでのものと同様に、特に安全性に係る新たな知見は出ておりませんので、国民からの意見・情報の募集の手続は省略させていただきまして、結

果を関係機関に通知したいと考えております。

以上でございます。

見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御質問、御意見がございましたら、よろしくお願いたします。よろしいですか。

それでは、本件につきましても、国民からの意見・情報の募集は不要とし、農薬専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、メトコナゾールの一日摂取許容量を 0.04mg/kg 体重/日と設定するという点でよろしいですか。

(「はい」と声あり)

見上委員長 それでは、次の議事に移らさせていただきます。「(4)『食の安全ダイヤル』に寄せられた質問等(平成19年9月分)について」事務局から説明願います。

西村勸告広報課長 それでは、資料4に沿いまして御説明いたします。

「『食の安全ダイヤル』に寄せられた質問等(平成19年9月分)について」です。全部で63件ありました。

「(2)内訳」ですけれども「食品安全委員会関係」が7件。

「食品の安全性関係(注1)」が11件。

「食品一般関係(注2)」が42件。

「その他」が3件となっております。

今回から、それぞれの項目の下に細かい内訳を更に追加しております。加えまして、このところに注を付けまして「食品の安全性関係」とは「注1)食品の健康影響評価に関する事、ファクトシートの内容に関する事等、主として食品安全委員会の行う科学的評価に係る事項」ということで、明示的に書き加えております。

同じように「食品一般関係」とは「注2)食品一般関係にする事項及び表示や衛生管理等、主としてリスク管理に係る事項」と言っております。

ちなみに、今月は63件のうち、今、読み上げました注2のリスク管理に関するものが約3分の2のシェアを占めております。

2ページでは「(3)問い合わせの多い質問等」といたしまして、Q&Aの格好で毎回やっております。

今回は「Q.ビタミンAの過剰摂取による影響について教えてください」という質問がありました。

答えとしましては「A.ビタミンA過剰症には、急性と慢性の症状があり、急性の中毒症

状としては、腹痛、悪心、嘔吐、めまいなどの後、全身皮膚落屑（らくせつ）がみられま  
す。慢性の中毒症状としては、全身の関節や骨の痛み、皮膚乾燥、脱毛、食欲不振、体重  
減少、頭痛などが起こります。その外には、催奇形性、骨粗しょう症も知られています」  
とっております。

下にいきますと、そうは言っても「また、ビタミン A の不足による健康障害も知られて  
いますので、バランスよい食事を心がけることが必要です」とっております。

以上です。

見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容あるいは報告について、御質問等ございましたら、よろ  
しく願いいたします。よろしいですか。

どうもありがとうございました。

「（5）その他」の議事はございますでしょうか。

大久保総務課長 特にございません。

見上委員長 ありがとうございます。

これで本日の委員会のすべての議事は終了いたしました。

それでは、以上をもちまして食品安全委員会第 210 回会合を閉会いたします。

次回の委員会につきましては、10月18日木曜日14時から開催を予定しておりますので、  
お知らせいたします。

また、明日10月12日金曜日14時から、農薬専門調査会確認評価第三部会が非公開で開  
催。

来週10月15日月曜日14時から、新開発食品専門調査会が公開、後に非公開で開催され  
る予定となっております。

来週10月17日水曜日14時から「食品に関するリスクコミュニケーション - 豪州におけ  
る農薬の安全性確保に関する取組について - （仮題）」が、全国町村会館ホールで開催さ  
れる予定となっておりますので、お知らせいたします。

本日はどうもありがとうございました。以上です。